

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月10日 午後1時40分～午後3時7分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並び  
にみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳	2番	新 開 文 則
3番	河 野 正 春	4番	河 野 義 明
5番	原 田 龍三郎	7番	野 田 惠 次
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	田 崎 明	11番	嶋 芙 沙子
12番	木 下 正 信	13番	大 城 祐 吉
14番	中川原 大 吉	15番	河 野 和 夫
16番	平 川 弘 義	17番	内 藤 秋 彦
18番	池 田 正 幸	19番	徳 永 順 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（16名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和	22番	森 静 男
23番	石 橋 直 幸	24番	江 崎 須三信
25番	松 尾 正 巳	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 誠 治	32番	河 野 通 成
33番	川 口 広 樹	34番	大 城 政 英
35番	山 下 久 弥	36番	古 賀 勝 利
38番	末 吉 智 宣	39番	岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 相 地 智 輝

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時40分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年5月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号9番岡田佳子委員、同じく10番田崎明委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

4月27日に申請書に基づいて現地調査を行い、現地確認を行いました。地元推進委員としては問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方をお願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○29番（松尾）

4月27日に申請書及び現地を確認しましたが、地元推進委員としては何ら問題ないと思っております。皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

4月27日に申請書、また現地確認を行いましたけど、何ら問題ないと思われれます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、この申請は農地付き住宅の売買に係るものであり、譲受人は非農家であることから、下限面積要件は適用されないものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

これも4月27日に本人さんと面談いたしまして、申請書、また現地確認をしましたけど、別に問題ないと思われまので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（川口）

この地域を出られており、土地の管理が難しくなり、同じこの地域の方が引き受けられる

移動です。地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（川口）

これも同じ人が引き受けられる移動です。地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に貸資材置場及び貸駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は水路、西は畑及び宅地、北は水路、南も水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、傾斜をつけ周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（松尾）

5月6日に現地を確認いたしましたけれども、地元委員としては別に問題ないと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

今申し上げられましたように、地元委員さん初め事務局とも現地確認しましたところ、何ら問題ないと思われま。皆さんの御審議よろしく願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は道路、西は宅地、北は道路、南は田及び畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側側溝へ放流します。

雨水排水については、溜柵を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（松尾）

5月6日に現地を確認いたしましたところ、何ら問題ないと思われまますので、どうぞ御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

今申し述べられましたとおり、農地委員としても何ら問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

**○事務局（相地）**

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は水路、西は畑、北は畑、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し西側水路へ放流します。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○25番（松尾）**

本件につきましても、5月6日に現地に行きまして、現地調査をいたしましたところ、何ら問題ないと思われましたので、どうぞ御審議方よろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員（河野）**

これも今申し述べられましたとおり、現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われ  
ます。皆様の御審議お願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。東は道路、西は畑、北は宅地、南も宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し東側側溝へ放流します。

雨水排水については、自然流下及び東側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

5月6日に申請書、また現地を確認しましたが、何ら問題ないと思われま。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

これも今、地元委員さんからありましたとおり、農地委員としても何ら問題ないと思われま。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は畑、西は道路、北も道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、西側側溝へ放流します。

雨水排水については、自然流下及び周辺側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

5月6日に申請書に基づきまして現地を確認いたしました。地元委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆さん方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

今、地元委員さんから申し述べられましたとおり、農地委員としても現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は道路、西は宅地及び山林、北は雑種地、南は墓地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から合併浄化槽設置による条件付き承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し東側側溝へ放流します。

雨水排水については、溜枿を設置し東側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

5月6日に農業委員、推進委員、事務局6名で現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われしますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

今、地元委員さんが申されましたとおり、立ち会いのもと現地を確認しましたところ、何らこの案件に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○25番（松尾）

ちょっといいでしょうか。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○25番（松尾）

これは内容じゃないんですけれども、位置図と配置図と書いてあるんですけれども、この配置図はまあ分かるんですけど、位置図は何かどこが、どの資料についてもあるんですけどね、大体申請地を全員に分かるような配置をしてもらわないとですね。どこも、5番だけじゃなくて前の4番も何も分からんとですもん、どこだろうかと私たち思います。何か適当に資料を作りよりなはつとやなかやいかと私は思っています。

○事務局（相地）

申し訳ございません、次回から気をつけますので。

○議長（徳永）

正副会長会のおきもそのことにも触れましたけれども、今回は資料を送っておりますので、次回からきちっとさせていただくようにいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。

農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は宅地、西も宅地、北は道路、南は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から隣接宅地所有者へ要協議との条件付き承諾を得てあります。

雨水排水については、南側水路へ自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○7番（野田）

5月6日に事務局方と現地確認をいたしました。別に問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

ここも今申し述べられましたとおり、地元委員さん初め事務局と現地も確認しましたところ、何ら問題ないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようです。議案第7号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第8号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田36万2,328平方メートル、畑9万5,750平方メートル、合計45万8,078平方メートルで、件数は106件、筆数は271筆となっております。

議案書8ページをご覧ください。期間借地は、田4,285平方メートルで、件数は1件、筆数は2筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますので、説明は省略いたします。

議案書29ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次の30ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

番号6番及び12番について、譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

まずは、番号6番について、池田委員長よろしく申し上げます。

**○農政委員長（池田）**

先月12日、総会終了後に会長並びに地元委員、私、事務局と本人と6名で面談を行いました。本人はセロリのほうを頑張って作っていきたいということで、並びにセロリ部会のほうが協力的で、機械の貸し出しやら指導のほうもしっかりやってくれそうですので、これから先を期待しております。最後に、御本人さんには体に気をつけて頑張ってくださいと言っております。以上です。

**○議長（徳永）**

続きまして、12番について、河野委員よろしく願いいたします。

**○農政副委員長（河野）**

4月22日に地元委員さんたちと一緒に本人さんと面談をいたしまして、本人さんはしっかりと計画書を作成もされておりましたので、別に問題はないと思われまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第8号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第8号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

最初に申し上げましたように、こちらの時計で25分からの再開といたしますので、一旦休憩に入ります。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（徳永）

それでは、総会を再開させていただきます。

続きまして、2. 協議事項、第1号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農地整備係長（益田）

その前に、私のほうから御挨拶申し上げます。皆さんこんにちは。本日、農林水産課より3名で出席しております。私は農地整備係長の益田と言います。どうぞよろしく申し上げます。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行う際、「市長は農業委員会の意見を聞くものとする。」となっております。

本日14案件中、除外6件、編入3件、用途区分の変更5件となっております。農業振興地域除外の手続を行う際、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合は、農業の振興に関する変更、その事業の受益地でない場合、整備計画の変更と呼びます。

今回協議をお願いする案件はどちらにも該当がありますので、この資料の表題のとおり、合わせて意見を求めますので、協議のほどよろしく願いいたします。

それでは、担当より説明いたします。

**○農林水産課農政係（有富）**

皆さんこんにちは。農林水産課で農振の担当をしております有富と申します。よろしくお願いいたします。

では早速ですけれども、除外の整理番号1番について説明させていただきたいと思います。資料におきましては、3ページからになっております。

7ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

場所におきましては、高田町海津字古川前、地目田、除外面積71平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回、隣接地に農業用倉庫を建設したため、申出地に新しくその進入口、また家の浄化槽を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見ををお願いします。

**○18番（池田）**

先月27日、事務局を入れて8名で現地のほうを調査しました。また、申請書等を確認しましたが、何ら異常はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号2番について説明をいたします。

資料におきましては、12ページからになっております。

22ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、高田町岩津字田代、地目田、除外面積5筆で5,016平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は地元で認定こども園である幼稚園を営んでおり、今回、幼稚園の建て替え建設をするために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○18番（池田）

これも27日、除外申請書並びに現地を調査しましたが、何ら異常はないと思いますので、協議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、29ページからになっております。

33ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町本郷字三ツ枝、地目田、除外面積1,250平方メートルの内約254平方メートルとなっております。

申請理由といたしましては、転用者は農業またソーラーパネルの事業を営んでおり、今回ソーラーパネル関係の資材置場を整備するために、また駐車場を確保するために申請を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

**○18番（池田）**

これもまた27日に除外申請書並びに現地を調査しましたが、何ら異常はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号4番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

除外の整理番号4番について説明いたします。

資料におきましては、39ページからになっております。

43ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけさせていただいてお

ります。

場所におきましては、山川町重富字車地、地目畑、除外面積144平方メートルになります。申請理由といたしましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回申出地に新たに駐車場及び浄化槽を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

**○12番（木下）**

同じく27日に現地調査を行っております。出された書類などを調査いたしました。別に異常ないと思われますので、皆さんの審議をお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号5番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

除外の整理番号5番について説明をいたします。

資料につきましては、48ページからになっております。

54ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町大江字一本木、地目田、畑、計画は16筆で1万2,892平方メートルになっております。除外におきましては、平成24年に手続が終了しておりますけれども、今回計画の変更があったため審議いたします。

申請理由といたしましては、転用者は食品の製造・販売業者であり、今回申請地にスーパ

一マーケット及び駐車場を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見ををお願いします。

**○12番（木下）**

現地調査といたしまして調査しましたが、調査については何ら問題ないと思われま。ただ、個人の意見として、何遍も申請出されているようですので、今度こそは達成させてもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

**○16番（平川）**

これは位置図の前の、北側になるかな、北側でしょう。（「南側です」と呼ぶ者あり）南側か。ここも長うこのままになっとっけんですね。ほんなごとあっとかね。いや、これずっと塩漬けごつずとなつとるでしょうが。いつも通っておるとですよ、何もしよらんごたるけんですね。

**○議長（徳永）**

先ほど木下委員のほうからもそういう御意見がございまして、計画の変更があったからにはきちんとした流れをつくってほしいということは事業者さんのほうにも説明はしてあります。

**○農林水産課農政係（有富）**

今回、ちゃんと申請をして計画どおり進んでいくように業者のほうとも話していきたいと思っていますので、今回ここで計画が終わるようにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

**○30番（柿原）**

ちょっと関連でばってん、スーパーマーケットということばってん、どういうふうなスー

パーマーケットば予定してあつと、計画的には。分かるなら、すぐ分かつとやろばつてん、  
平米数とか、分かればちょっと説明をお願いします。

○農林水産課農政係（有富）

24時間営業のスーパーマーケットになっております。

○30番（柿原）

建屋とかどんくらいね。

○農林水産課農政係（有富）

資料の59ページを見ていただいてよろしいでしょうか。広さは延べ床面積で859.32坪、売  
場面積が605.67坪で計画してあります。

○議長（徳永）

柿原委員、よろしいですか。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

○15番（河野）

今、計画してあつて、大体工事着工とかなんとかは提示してあつとですか。

○農林水産課農政係（有富）

当初は、書類を出していただいたときに、スケジュール予定で出していただいているんで  
すけれども、除外完了は、この場合、令和3年6月で書いてあるんですけれども、一応造成工  
事の着工が令和3年9月、多分これより遅くなると思います。許可が出ないので、です。建  
築工事が令和3年10月、営業開始が令和4年4月になっておりますけれども、多分これから半  
年ずつぐらいつれていくのかなと思っております。

○議長（徳永）

河野委員、よろしいですかね。

○15番（河野）

はい。

○議長（徳永）

皆さんも御存じのように、農林水産課のほうにいろいろな申請の手続が出て、半年後、今

出ているのが令和2年11月に申請受け付けた分が今出てきているんですね。ですから、そこら辺でずっと予定は、スケジュール的にはなかなか除外申請してすぐというわけにはいかんということは変わらないんですけど、かかっておりますので、そこら辺の期間のあれはあると思います。スケジュール的なものはですね。

○1番（山下）

ちょっとよかですか。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○1番（山下）

この申請者の、今結局大きな宅地になっておるけど、一番南の関連しておるところがあるわけですが、水路が。水路が何と言うかな、その管理は農業者もしとらんし、どっちかせんともう草ぼうぼうとなってしもうとっじゃ、水路は。南側。あれは申請者がボランティアできちんと自分の工場というか、そういうふうな敷地のすぐ下のあれやけんが、きちっとしてもらわばいかんばってんですね。道路ば挟まんだっちゃ、その水路ばすぐまた南にある。そこら辺がちょっと。

○事務局（相地）

その件の要望については、また別件でお話させていただきたいと思います。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。

計画変更の除外、整理番号6番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号6番について説明いたします。

資料におきましては、61ページからになっております。

67ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町大草字笹尾、地目田、除外面積2筆で2,652平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は造園業等を経営しており、今回、資材置場、車両置場を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

**○12番（木下）**

27日に同じく調査しております。現地を見た限り異常ないと思われまので、皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。

計画変更の編入、整理番号1番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

編入の整理番号1番について説明をいたします。

資料におきましては、80ページからになっております。

81ページから箇所図のみをつけさせていただいております。黄色のほうが今回編入の申請地になっております。

場所におきましては、山川町甲田字四郎坊他、地目が宅地、畑、田、山林、原野、編入面

積は230筆で、29万5,779.53平方メートルになっております。

当該地におきましては、昭和61年、旧山川町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、今回、中間管理機構関連農地整備事業を計画している土地でありまして、優良農地として確保が必要なため、編入の手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

**○15番（河野）**

こちらのほうも、今事務局から申し入れありましたとおり、山間地の基盤整備をするものであって、それに伴うものでありますので、何ら問題ないと思います。皆さんよろしくお願いたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。

計画変更の編入、整理番号2番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

編入の整理番号2番について説明をいたします。

資料におきましては、86ページからになっております。

89ページから字図、位置図、箇所図、写真図をつけております。

場所におきましては、瀬高町大く園字池田、地目田、編入面積1,233平方メートルになっております。

当該地は、平成7年、旧瀬高町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっております。

たが、現状は農地として使用しており、今回優良農地として維持管理を行っていくため、編入の手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○15番（河野）

農地委員としても、ここは学童農園とかそういうふうなか関係で今までしてあったところを今度耕作されるということで編入されるそうですので、これは何ら問題ないと思われま。皆さんの御審議お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号2番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号2番を異議なしといたします。

計画変更の編入、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

編入の整理番号3番について説明をいたします。

資料におきましては、93ページからになっております。

96ページから字図、位置図、箇所図、写真図等をつけております。

場所におきましては、高田町田尻字野林、地目畑、編入面積6,614平方メートルになっております。

当該地は、平成8年、旧高田町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回、優良農地として維持管理をしていくため、編入の手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見ををお願いします。

○15番（河野）

これも今事務局から申し述べられましたとおり、現地を確認しましたところ、現在はミカン園にして、管理を今後していくということで今現在もしてありますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号3番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分の変更、整理番号1番について説明をいたします。

資料におきましては、101ページからになっております。

104ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

場所については、山川町尾野字南前田、地目田、用途区分の変更の面積1,933平方メートルになっております。

転用者は隣接地にライスセンターを営んでおり、近隣の迷惑にならないように、粃殻置場を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願ひいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見ををお願いします。

○9番（岡田）

先月27日に現地に行きましたけれども、問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分の変更、整理番号2番について説明をいたします。

資料におきましては、109ページからになっております。

112ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

場所におきましては、瀬高町文廣字石原、地目畑、用途区分の変更の面積2,170平方メートルの内174平方メートルになっております。

転用者は地元にて農業を営んでおり、今回農業用倉庫を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○9番（岡田）

整理番号1番と同じように先日行きましたけれども、別に問題ないと私たちは思いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号2番を異議なしといたします。

計画変更の用途区分変更、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分の変更、整理番号3番について説明をいたします。

資料におきましては、117ページからになっております。

120ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

場所におきましては、高田町岩津字田代、地目田、用途区分の変更の面積1,372平方メートルの内102平方メートルになっております。

転用者は地元にて農業を営んでおり、今回農業用機械置場を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○9番（岡田）

これも同じ日に行きましたけれども、別に問題なかったと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号3番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号3番を異議なしといたします。

計画変更の用途区分変更、整理番号4番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分の変更、整理番号4番について説明をいたします。

資料におきましては、125ページからになっております。

128ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

場所におきましては、瀬高町上庄字西川原、地目畑、用途区分変更の面積949平方メートルの内132平方メートルになります。

転用者は地元にて農業を営んでおり、今回農業用倉庫を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも先月27日に行ってきましたけれども、別段問題はないと思われまます。よろしく願います。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号4番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号4番を異議なしといたします。

計画変更の用途区分変更、整理番号5番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分の変更、整理番号5番について説明をいたします。

資料におきましては、133ページからになっております。

136ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

場所におきましては、瀬高町本吉字イヤテ、地目畑、用途区分の変更の面積429平方メートルの内15平方メートルになります。

転用者は、地元にて農業を営んでおり、今回トイレ及び進入口を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも先日27日に行ってきました。別段問題はないように見受けられますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号5番について説明及び報告がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号5番を異議なしといたします。

以上で終了いたしましたので、農林水産課の皆さんは退席されます。ありがとうございました。

〔農林水産課 退席〕

○議長（徳永）

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が32件出されております。内容については、設定が27件、自作が2件、所有権移転が3件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が1件出されております。内容については、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時7分 閉会